

各 部 長
先端学術推進機構長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長
(公 印 省 略)

教養教育センター運営委員会の設置について (通達)

改正 令和3年3月18日防大機第285号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

防衛大学校本科における教養教育等の企画・立案並びに改善を通じた教育理念の具現化を図る目的で設置された教養教育センターの運営に関する事項を検討するため、教養教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 構成

(1) 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長

教養教育センター長

イ 委員

(ア) 教養教育センター教養教育管理調整官

(イ) 教養教育センター各部門長

(ウ) その他防衛大学校長（以下「学校長」という。）が指名する者

(2) 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

- (4) 教務部長及び先端学術推進機構長は、委員会に出席するものとする。

3 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、基礎教育、国際教育、学際教育、リーダーシップ基礎教育及びリテラシー教育の各教養教育に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) カリキュラム・教育プログラムの編成、企画及び運営に関すること。
- (2) 教育内容、方法の改善に関すること。
- (3) 教育の理念・評価等に関すること。
- (4) 教育効果の向上に関すること。
- (5) その他教養教育に関し、委員長が必要と認めた事項

4 部会

(1) 設置及び審議事項

委員会に次表の左欄に掲げる部会を置き、それぞれの部会は、右欄に掲げる審議事項について審議する。

部 会	審 議 事 項
基礎教育部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 人文科学系教養教育に関すること。 2 社会科学系教養教育に関すること。 3 自然科学系教養教育に関すること。 4 現代科学系教養教育に関すること。 5 文理交差教育に関すること。
国際教育推進部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 言語文化系教養教育に関すること。 2 e-ラーニングによる英語系教養教育・グローバルコミュニケーションに関すること。 3 TOE I C等英語資格試験教育に関すること。 4 地域研究系教養教育に関すること。 5 国際関係論系教養教育に関すること。 6 国際交流プログラムに関すること。
学際教育推進部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理プログラムに関すること。 2 安全科学プログラムに関すること。 3 生命科学プログラムに関すること。 4 新たな教育プログラム及び関連科目の開発に関すること。

リーダーシップ教育推進部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 チームワーク及びリーダーシップの基礎に関すること。 2 倫理と法・モラルに関すること。 3 セルフマネージメント及びソーシャルマネージメントに関すること。 4 職業倫理及びコンプライアンスに関すること。 5 グループワーク等アクティブラーニングに関すること。
リテラシー教育部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 基礎ゼミナールに関すること。 2 文献・資料等の情報検索・分析に関すること。 3 アカデミックライティングに関すること。 4 国語あるいは他の言語を用いた表現力向上に関すること。

(2) 構成

部会は、部会長及び部会員をもって構成するものとし、それぞれの部会長は、次表の中欄に掲げる者をもって充てるとともに、部会員は、右欄に掲げる者をもって充てる。

部 会	部 会 長	部 会 員
基礎教育部会	教養教育センター基礎教育部門長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養教育センター基礎教育部門員 2 委員長が指名する者
国際教育推進部会	教養教育センター国際教育部門長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養教育センター国際教育部門員 2 委員長が指名する者
学際教育推進部会	教養教育センター学際教育部門長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養教育センター学際教育部門員 2 委員長が指名する者
リーダーシップ教育推進部会	教養教育センターリーダーシップ教育部門長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養教育センターリーダーシップ教育部門員 2 委員長が指名する者
リテラシー教育部会	教養教育センターリテラシー教育部門長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教養教育センターリテラシー教育部門員 2 委員長が指名する者

上記表中の委員長が指名する者の指名に際しては、あらかじめ委員長が示す候補者について、訓練部長、総合情報図書館長又は学群長と協議し、推薦を受けるものとする。

(3) 委員長は、部会に出席するものとする。

5 開催

委員会は委員長が、部会は部会長が必要に応じ、それぞれ招集する。

6 任期

第2項第1号イ（ウ）に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 学群長会議に対する報告

委員長は、委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

8 庶務

委員会及び部会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。